

## 岐阜工業高等専門学校教育AP推進室内規

制定 平成26年9月29日

### (設置)

第1条 岐阜工業高等専門学校における文部科学省大学教育再生加速プログラム（以下「教育AP」という。）事業を統括・推進するため、教育AP推進室を置く。

### (目的)

第2条 教育AP推進室は本校各部署と連携して、その事業を滞りなく推進し、事業報告等を取りまとめることを目的とする。

### (教育AP推進室長及び推進室員)

第3条 教育AP推進室に、校長指名により教育AP推進室長を置く。推進室員には主管会議構成員、アクティブラーニング推進ワーキンググループ長及び e-learning ワーキンググループ長を充てる。

### (業務)

第4条 教育AP推進室は、次の事項を掌理する。

- 一 本校の教育AP事業に関する、アクティブラーニングの推進に関すること。
- 二 本校の教育AP事業に関する、学修成果の可視化に関すること。
- 三 本校の教育AP事業に関する、教室のICT環境改善に関すること。
- 四 本校の教育AP事業に関する、学外連携・外部評価に関すること。
- 五 その他、本校の教育AP事業と関係する、高専機構との各種連携に関すること。

### (事務)

第5条 本校の教育AP推進室に関する庶務は、総務課において処理する。

### (雑則)

第6条 この内規に定めるもののほか、本校の教育AP事業の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この内規は、平成26年10月1日から施行する。